

許可自治体	埼玉県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01102010869号	許可期限日	2026(令和8)年12月05日

令和 4年 2月25日

指令産廃第9-1423号

許可番号 01102010869

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都稲城市大丸1481番地の3

氏名 株式会社 ベエックス
代表取締役 伊藤 伸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 2月25日

許可の有効年月日 令和 8年12月 5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥(#1)

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上13種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 8年12月 6日	指令西環第8-242号	新規許可
平成14年 6月20日	-	変更届（住所及び商号）
平成23年12月26日	指令産廃第9-968号	更新許可
平成28年12月19日	指令産廃第9-1264号	更新許可
令和 4年 2月25日	指令産廃第9-1423号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

許可自治体	千葉県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01200010869号	許可期限日	2026(令和8)年08月31日

許可番号 第01200010869号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都稲城市大丸1481番地の3

氏名 株式会社 ペエックス
代表取締役 伊藤 伸夫本証の再コピー禁止
赤色印以外無効
(有効 年 月迄)

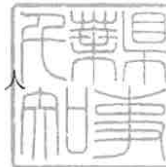
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

株式会社ペエックス

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和3年10月29日

許可の有効年月日 令和8年8月31日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む), ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ,
カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等
破砕物を除く), キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ 金属くず(水
銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), シ ガラスくず, コンクリートくず
及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物
を除く), ス がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年4月14日 新規許可
令和3年10月29日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	東京都	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1310010869号	許可期限日	2026(令和8)年08月31日

様式第七号(第十条の二関係)

令和 4年 7月 8日

4環資産第243号

許可番号 第13-10-010869号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都稲城市大丸1481番地の3

氏名 株式会社ベエックス
代表取締役 伊藤 伸夫

本証の再コピー禁止

赤色印以外無効

(有効 年 月迄)

株式会社ベエックス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3年 9月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 8月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上13種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類(限定内容は裏面のとおり)

汚泥、廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上7種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地 東京都稲城市大丸1481番地の3

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入及び搬出については次のとおりとすること。

① 廃乾電池の搬入は全て自ら行うこと。

② 上記①以外の産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 9月 1日 新規許可

令和 3年 9月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



産廃プロフェッショナル

都認定番号:5-21-E0033SD

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



東京都

許可自治体	東京都	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1310010869号	許可期限日	2026(令和8)年08月31日

令和 4年 7月 8日 4環資産第243号

(裏面)

許可番号 第13-10-010869号

2 積替え保管施設

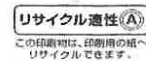
施設所在地： 東京都稲城市大丸1481番地の3

積替え保管面積：371.1㎡ 最大保管高さ：2.3m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量	
汚泥	地下ビット	82.7㎡
汚泥、廃油の混合物（グリストラップ汚泥に限る。）	地下ビット	31.5㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	4㎡コンテナ×1個	4.17㎡
がれき類	8㎡コンテナ×1個	8.2㎡
汚泥、金属くずの混合物（廃乾電池に限る。） (水銀使用製品産業廃棄物)	0.2㎡ドラム缶×1個	0.2㎡
汚泥、金属くずの混合物（廃乾電池に限る。） (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	0.2㎡ドラム缶×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、動植物性残さの混合物 (廃食品由来のものに限る。)	9.6㎡コンテナ×1個	9.6㎡
	合計保管量	136.57㎡

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



許可自治体	東京都	業の区分	産業廃棄物処分量
許可番号	第1320010869号	許可期限日	2026(令和8)年11月12日

様式第九号(第十条の六関係)

令和 4年 7月 8日

4環資産第243号

許可番号 第13-20-010869号

産業廃棄物処分量許可証

住所 東京都稲城市大丸1481番地の3

氏名 株式会社ペエックス
代表取締役 伊藤 伸夫

本証の再コピー禁止

赤色印以外無効

(有効 年 月迄)

株式会社ペエックス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第6項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3年11月13日

許可の有効年月日 令和 8年11月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破 碎 1 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上6種類)

破 碎 2 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(いずれも廃蛍光灯に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物)

(以上3種類)

圧縮梱包 : 廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)

(以上1種類)

溶 融 : 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)

(以上1種類)

破砕・圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(以上4種類)

圧 縮 : 金属くず

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地：東京都稲城市大丸1481番地の3

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 11月 13日 新規許可

令和 3年 11月 13日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



産廃プロフェッショナル

都認定番号:5-21-F0024

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



東京都

許可自治体	東京都	業の区分	産業廃棄物処分量
許可番号	第1320010869号	許可期限日	2026(令和8)年11月12日

令和 4年 7月 8日

4環資産第243号

(裏面)

許可番号 第13-20-010869号

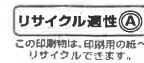
2 事業の用に供する施設

施設所在地： 東京都稲城市大丸1481番地の3

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕 1	廃プラスチック類	1.01 t/日	0.88 t/日	平成18年9月29日	—	—
	紙くず	0.46 t/日				
	木くず	1.12 t/日				
	繊維くず	0.67 t/日				
	金属くず	0.57 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00 t/日				
破砕 2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物)	—	4.4 t/日 (廃蛍光灯 16,000本相当)	平成18年9月29日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類 (廃ペットボトルに限る。)	2.50 t/日	—	令和2年10月9日	—	—
熔融	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	0.33 t/日	—	令和2年10月9日	—	—
破砕・ 圧縮固化	廃プラスチック類	—	3.12 t/日	平成21年7月27日	—	—
	紙くず					
	木くず					
	繊維くず					
圧縮	金属くず	5.12 t/日	—	平成21年7月27日	—	—

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



許可自治体	東京都	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1350010869号	許可期限日	2026(令和8)年03月12日

様式第十三号（第十条の十四関係） 令和 4年 7月 8日 4環資産第243号
 許可番号 第13-50-010869号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都稲城市大丸1481番地の3
 氏 名 株式会社ベエックス
 代表取締役 伊藤 伸夫

本証の再コピー禁止
 赤色印以外無効
 (有効 年 月迄)
 株式会社ベエックス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 3月13日

許可の有効年月日 令和 8年 3月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 3月 13日 新規許可
 令和 3年 3月 13日 更新許可 第 3 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

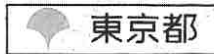
(以下余白)



産廃プロフェッショナル

都認定番号:5-21-E0033SD
 (認定は感染性産業廃棄物)

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



許可自治体	神奈川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01403010869号	許可期限日	2028(令和10)年10月31日

様式第七号（第十条の二関係）

神奈川県指令 資循第40803号

許可番号 01403010869

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都稲城市大丸1481番地の3

氏名 株式会社ペエックス

代表取締役 伊藤 伸夫

法人にあっては名称
及び代表者の氏名本証の再コピー禁止
赤色印以外無効
(有効 年 月迄)
株式会社ペエックス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩祐治



許可の年月日

令和5年11月29日

(初回許可年月日 昭和53年8月5日)

許可の有効年月日

令和10年10月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年11月29日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県